

## 要項第27号

### 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会配食サービス事業運営要項

#### （目的）

第1条 この要項は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、小美玉市より委託を受けて実施する小美玉市配食サービス事業の円滑なる実施のため必要な事項を定めるものとし、在宅の要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、配食を通じた安否確認を行うことにより、安心できる在宅生活を支援することを目的とする。（市受託事業）

#### （対象者）

第2条 対象者は、小美玉市美野里地区在住者で、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により調理が困難で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）65歳以上のひとり暮らし高齢者
- （2）65歳以上の高齢者のみの世帯
- （3）その他市長が認めた者

#### （利用申込）

第3条 事業を利用しようとする者は、配食サービス事業利用（変更）申請書をあらかじめ小美玉市福祉事務所に提出しなければならない。

#### （利用者の負担）

第4条 利用者は、サービスの実施に必要な食材料費の経費として1食当たり、300円を負担するものとする。ただし、市県民税非課税世帯は200円を負担するものとする。

#### （配食サービス事業内容）

第5条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- （1）火・水・木・金曜日の昼食弁当（ただし、週3日を上限。）
- （2）配食サービスボランティアによる手渡しの配達（配送料120円/食、原則、自家用車による配達。）
- （3）利用者に異変がある場合、シニア総合相談窓口等に連絡する。
- （4）調理は、ランチ&カフェ木もれ陽とするが、緊急時は、業務委託契約締結の「セイミヤ小美玉店」に依頼する。

#### 附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、令和4年4月1日から一部改正する。

この要項は、令和6年4月1日から一部改正する。